

火災警報等の発令時に制限(又は努力義務)されるのは、「屋外において裸火を使用し、かつ、火の粉が周囲に飛ぶような行為」が対象です。(裸火とは、覆いや囲いがなく直接空気中にさらされている火のことを指します。)

火災警報等の発令に関係なく野焼き等の廃棄物の焼却に該当する行為は、原則禁止されています。

裸火を使用し、かつ、火の粉が周囲に飛ぶような行為の一例：

例) どんと焼き、炎を使った土壌消毒・開墾や殺虫、花火や火遊び、たき火、キャンプファイヤー、落ち葉を燃やす、可燃物の近くでの喫煙、かまど(薪)等
(伝統行事や地域行事であっても、裸火で火の粉が飛散する行為は制限対象となります。)



火災警報等の発令時でも規制対象外の行為の一例：

例) バーベキュー台、七輪、ガス器具など(火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等に限る)(それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象とはなりません。)

